

災害の被災に係る 2026 年度秋学期の入学料／授業料免除・徴収猶予

被災者救済のため、2026 年度秋学期の入学料・授業料免除を「特別の事情」として申込みを受け付けます。
申請希望者は経済支援係まで申し出てください。

【特別の事情】

前学期（新入生は、入学した学期の申請に限り、入学前 1 年以内）^{【注1】}において、本人の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」^{【注2】}という）が死亡し、または本人もしくは学資負担者が風水害等の災害^{【注3】}を受けた場合で、入学料または授業料の納付が著しく困難であると認められる者

【注1】 前学期とは、**2026 年 4 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日までの期間**です。

入学前 1 年以内とは、**2025 年 10 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日までの期間**です。

【注2】 学資負担者は**同一世帯内の者**に限ります。（留学生は日本国内に在住している同一世帯内の者に限ります。）

【注3】 風水害等の災害とは原則日本国内で発生したものとし、**公的機関の「罹災証明書」「被災証明書」等の取れるもの**です。

対象者：下表「**対象災害一覧**」に記載された災害により、家族が罹災し、経済的な援助が困難となった場合等（**原則罹災証明書の提出が可能な者**、提出不可の場合応相談）で、入学料・授業料免除の「特別の事情」による申請を希望する者

申請期限：**【入学料／授業料免除・徴収猶予】2026 年 10 月 9 日（金）（予定）**

※ただし入学料免除・徴収猶予に申請する場合、**入学手続き時の仮申請を行ってください**。（詳細は入学手続き書類参照）

受付場所：学生センター2 階①番窓口（経済支援係）へ提出 または 郵送提出

※申請書類一式は 9 月上旬（予定）以降学生支援課ウェブサイトに掲載予定です。また、窓口でも配付予定です。申請書類を揃えるために期間を要することが予想されますので、申請希望者はお早めに申請書類を入手してください。

※やむを得ない事情により申請期限内に申請ができない場合、必ず期限前に学生支援課経済支援係までご相談ください。

※「特別の事情」に申請しても**選考結果が必ず免除になるわけではありません**（学力審査は行いませんが、経済審査は行います）。また「特別の事情」が適用されるのは、一つの災害被災につき**一回のみ**です。

対象災害一覧

| 災害名 | 2026 年度秋学期「特別の事情」対象者 | |
|--|---------------------------|-------------------------|
| | 在学学生 (2026 年 9 月以前入学者) | 新入生 (2026 年 10 月入学者) |
| 岩手県大槌町の林野火災（岩手県上閉伊郡大槌町）（2026 年 4 月） | ○ | ○ |
| 2026 年 1 月 21 日からの大雪（青森県（7 市 6 町 1 村））（2026 年 1 月） | × | ○ |
| 青森県東方沖を震源とする地震（青森県、岩手県（24 市町村）） （2025 年 12 月） | × | ○ |
| 2025 年 11 月 18 日の大規模火災（大分県大分市）（2025 年 11 月） | × | ○ |
| 2025 年台風 22 号（東京都島しょ部）（2025 年 10 月） | × | ○ |

※ 各災害の災害救助法適用地は [日本学生支援機構の Web サイト](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html)（<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>）で確認できます。なお、家族等が災害救助法の適用地域に居住していない場合でも、対象期間の被災に係る罹災証明書の提出が可能であれば、「特別の事情」が適用されます。

